

参考報告一覧

是正・改善を求める指摘・意見だけでなく、参考となる事例についても、参考報告として、取り上げることとした。各学校で、互いに、参考にすることで、より良い事務が可能になると考えた。

番号	対象（学校・課）	内 容	本編 頁
1	岐阜城北高等学校	【現物実査の確認後に、物品に貼るシール】 現物実査の際に確認を行った物品には、毎年度異なる色のシールを備品整理票又はその付近に貼り一目で確認済みかどうかを判別できるようにしている。	122 頁
2	岐南工業高等学校	【管理換え】 レスリングマット 72 枚組 (GMC) について、使用しない見込みとなったことから、平成 30 年 7 月 29 日、中津商業高等学校へ管理換えをした。	142 頁
3	各務原西高等学校	【現物実査の確認押印欄】 実査担当者、現場補助者に加えて、供用主任者も現物実査を行っており、物品実査に用いている物品一覧表には、3 名で確認したことが分かるように、物品ごとに、上記 3 名の個人印がそれぞれ押印されている。 利用している物品一覧表の書式自体は他校と同じものであり、押印欄が設けられているわけではないが、学校独自で押印箇所を定め、現物実査依頼文書において記入・押印方法を図示している。	161 頁 卷末 資料 13
4	岐阜農林高等学校	【図書の寄附採納手続】 育友会会計で購入した図書について適切に寄附採納手続が行われている。	186 頁

5	岐阜工業高等学校	<p>【取得価格 5 万円以下の物品登録】</p> <p>1 機は、中日本航空専門学校から岐阜工業高等学校へ直接譲渡されたものである。もう 1 機は、航空宇宙博物館（各務原市）から、県へ譲渡され、その後平成 31 年 3 月 1 日に、航空宇宙産業課から岐阜工業高等学校へ管理換えされている。「物品管理換調書」によると、いずれも取得価格は 0 円である。</p> <p>取得価格が 5 万円以下であるが、「資料として価値が高いものその他収支等命令者が消耗品として分類することが適当でないと認めたもの」（岐阜県会計規則第 83 条第 2 項第 1 号）として、物品登録している事例として、参考となる。</p>	212 頁
6	大垣西高等学校	<p>【防犯カメラ】</p> <p>防犯カメラについて、平成 28 年 6 月に学校と育友会の間で賃貸借契約書が締結され、借入物品として備品登録されている。また、「岐阜県立大垣西高等学校防犯カメラ管理要綱」（平成 28 年 6 月施行）が作成されている。同要綱には、管理責任者を置くことや記録の第三者提供について規定されている。なお、大垣養老高校が令和元年に防犯カメラの管理要綱を策定する際に、上記管理要綱を参考にしている。</p>	249 頁
7	大垣西高等学校	<p>【現物実査の図面】</p> <p>現物実査の際には、備品が置いてある場所を記載した教室の図面を見ながら実査している。効率的に行うことができ、かつ、物品の所在を書き込むこともできる方法として参考になる。</p>	249 頁
8	大垣養老高等学校	<p>【防犯カメラ】</p> <p>令和元年 9 月に、P.T.A が防犯カメラ 3 台を不審者対策のために設置した。学校と P.T.A との間で使用貸借契約を締結し、「岐阜県立大垣養老高等学校防犯カメラ管理要綱」を策定した。同要綱には、管理責任者を置くことや記録の第三者提供について規定する。</p>	256 頁
9	大垣養老高等学校	<p>【芸術品の寄附採納手続】</p> <p>校長室に展示されている書「自主創造」について、平成 24 年 10 月 1 日に寄附を受け、寄附採納手続きを行った。取得価格は、寄贈者の自己申告価格である。</p>	258 頁

10	大垣養老高等学校	【寄宿舎の有効活用】 農業者経営育成研修等により、年間 1744 名の利用実績がある。寄宿舎の有効活用例として、参考となる。	259 頁
11	大垣商業高等学校	【修学旅行費の取扱い】 全日制の修学旅行は、生徒が業者との間で直接契約しており、料金も直接支払いを行い、旅行業者の方で積立てている。そのため、学校預り金とはしていない。修学旅行費は、学校預り金から旅行業者に支払いをしている学校が多数を占めるため、参考報告とする。	269 頁
12	海津明誠高等学校	【いじめ問題の対応】 海津明誠高等学校では、平成 23 年度から平成 29 年度までのいじめの認知及び認定件数が数件であったところ、平成 30 年度は、1 年間で数倍と急増した。 対象事象が、些細なことに思われても、あるいは、その原因が未だ不明確であっても、ひとまずは職員間に情報共有をして、組織的な検討をしていくという、校長の方針によるものとのことである。 いじめそのものを防止し、重篤な事案に発展することを防止するという対策として、参考となる。	299 頁
13	郡上高等学校	【部活動倉庫の目的外使用許可】 硬式野球部用倉庫は、郡上高等学校野球部協力会の所有であり、倉庫の設置はグラウンドの本来の使用目的外と整理して、行政財産の目的外使用許可を与えている。 硬式野球部用倉庫の所有者及び倉庫の設置についての権利関係を明確にしており、参考報告とする。	315 頁
14	郡上高等学校	【外部模試等に関する手当】 外部模試等における手当の額は学校ごとに異なるが、進路指導費についてのルールが明確に定められており、最低賃金を踏まえた算定がなされており他の学校の参考となる。	321 頁
15	加茂農林高等学校	【図書の廃棄と P T A 会長の承諾印】 P T A 購入の書籍が、P T A の所有物であると整理した上で、廃棄の時に、P T A 会長の承諾印を取るようにしており、参考となる。	363 頁

16	可児高等学校	【自動車学校と協働した交通安全教室】 学校周辺の交通事情が悪いことから、交通安全教育に重点を置いている。そのため、可児自動車学校において、交通安全教室を実施している。学校が自動車学校と協働して交通安全教室を実施している例として、組織運営の合理化に資するため、参考報告とする。	396 頁
17	多治見高等学校	【土曜補習等の手当の額】 土曜補習等における手当の額は学校ごとに異なるが、最低賃金を踏まえた算定がなされている。	412 頁
18	恵那高等学校	【薬品管理】 恵那高等学校の薬品管理簿は、年月日、使用量、現数（現在量）、内訳を記載することで、使用前後の量と使用量が確認できる状態になっている。また、毒物劇物の瓶自体にもシールが貼られており、年月日と現数（現在量）が記載されていた。 使用前後の量と使用量をチェックすることで、各使用時の間の紛失事故を発見できるもと考えられる。また、毒物劇物の瓶自体のシールの記載は、管理簿と毒物劇物との同一性確認や管理簿への記載漏れを防止するために有用であり、参考になると思われるため報告する。	471 頁
19	恵那農業高等学校	【蘭栽培農場の共同管理】 蘭栽培について、恵那農業高等学校のほか、加茂農林高等学校、岐阜農林高等学校も、農場を借りている。3つの学校が借りているが、1週間のうち、恵那農業高等学校が3日、岐阜農林高等学校が1日、加茂農林高等学校が1日と管理日程について、調整している。なお、土日等の休日は、農場支援員が管理している。3つの高等学校が協力して、事務手続を合理化しているため、報告する。	489 頁
20	中津高等学校	【衛生管理者と職場巡視用チェックリスト】 「職場巡視用チェックリスト」を用いて職場巡視を行っている数少ない学校である。	502 頁

21	中津高等学校	<p>【職員必携の運用】</p> <p>全職員が「職員必携」を紙媒体で保管しており、また、改定がなされた際には教務において責任をもって差し替えを行うことにより差し替え漏れが発生することを防止するとともに、教務において差し替え記録を残すことで最新の「職員必携」の内容を明確にする運用がなされている。なお、平成31年3月、以下の事項が了承されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の変更はページの差し替えにて対応。差し替えは、原則、年度末に教務が行う。 ・差し替えの記録は、教務に残しておく。 ・大規模な変更は、内規検討委員会、職員会議を経て変更する。 ・小規模な変更は内規検討委員会のみで変更可能とする。 	503頁
22	中津商業高等学校	<p>【学校薬剤師による薬品管理指導】</p> <p>一般的な薬品管理規定には、学校薬剤師による薬品管理についての指導に関する条項が設けられているところであり、薬品管理の専門家である薬剤師の指導を受けることは重要である。ところが、薬剤師による指導内容について記録化されていないことがあり、学校薬剤師による薬品管理状況の点検・指導の内容について、指導日・指導内容とともに学校薬剤師が押印する「学校薬剤師による薬品管理指導」と題する書面を作成している</p>	516頁 卷末資料15
23	中津川工業高等学校	<p>【現物実査】</p> <p>現物実査の際に、複数の職員にて実査を行うよう指示がなされている学校は多いが、複数の職員が実査を行った場合にそれぞれ押印を求めるなど、複数の職員が実査したことを記録化している。</p>	522頁 卷末資料14
24	中津川工業高等学校	<p>【衛生管理者と職場巡視用チェックリスト】</p> <p>「職場巡視用チェックリスト」を用いて職場巡視を行っている数少ない学校である。</p>	526頁

25	中津工業高等学校	【職員の車両】 職員に対して、その私有車両について、車検証や保険等の申告をさせるとともに、「運転免許証・自賠責保険・任意保険提出用紙」と題する台帳に「運転免許証のコピー」「自賠責保険証明書のコピー」「任意保険証書のコピー」を貼付して提出するよう求め、車検証についてはフロントガラスに貼付されたシールにて確認をしている。「運転免許証・自賠責保険・任意保険提出用紙」と題する台帳により各種写しを提出する取組は中津川工業高等学校独自の取組である。	527 頁 卷末資料 21
26	益田清風高等学校	【グラウンドの夜間照明】 グラウンドの夜間照明について、本来の教育目的以外の目的で使用する場合と整理して、行政財産の目的外使用許可の申請をさせており、参考となる。	532 頁
27	益田清風高等学校	【授業料等未納対策】 授業料等未納対策検討委員会の設置を除けば、催告、面接指導、再催告と授業料等徴収事務等の取扱要綱に従った手続を進めていき、最後は、支払いを受けている。取扱要綱に忠実な事務手続として、参考報告とする。	535 頁
28	斐太高等学校	【学校預り金事務の緊急対応規定】 「岐阜県立斐太高等学校 学校預り金事務取扱要領」第 13 条 3 項では、「学校行事等の都合でやむを得ない場合は、校長は監査終了後運営委員会の承認を得ず保護者に報告することができる。ただし事前に該当する保護者等の代表に了解を得たうえで、かつ、事後に運営委員会に報告するものとする。」と規定されており、緊急対応するための規定として、参考となる。	545 頁
29	飛騨高山高等学校 (山田キャンパス)	【使用承認】 一時的又は臨時的な利用目的であること及び使用期間の明示された書面をもって、使用承認を行っており、適切な取り扱いとして参考報告とする。	561 頁
30	飛騨高山高等学校 (山田キャンパス)	【演習林の実習計画簿、演習林管理簿】 演習林実習及び環境調査について、実習計画簿や演習林管理簿を定めているため、参考となる。	563 頁

31	高山工業高等学校	【遊休物品の一覧表】 遊休物品の一覧表を用いて、遊休となっている可能性のある物品を適切に管理することにより、亡失を防止の一助となり、管理替え（岐阜県会計規則第94条）、貸付等（同第98条）及び不用決定（同第99条）の判断に資すると考えられるため、参考報告とする。	570 頁
32	高山工業高等学校	【野球部用倉庫、夜間グラウンド照明と行政財産の目的外使用許可】 野球部用倉庫は、高山工業高等学校部活動後援会の所有であり、倉庫の設置はグラウンドの本来の使用目的外と整理して、行政財産の目的外使用許可を与えている。また、夜間照明は、高山工業高等学校部活動後援会の所有であり、夜間グラウンド照明の利用は、本来の使用目的の範囲外と整理して、照明灯を所在地として、行政財産の目的外使用許可を与えている。 野球部用倉庫についての所有者及び倉庫の設置についての権利関係を明確にしており、優れた事務処理であることから、参考報告とする。また、夜間グラウンド照明についての所有者及び夜間照明の設置についての権利関係を明確にしており、参考報告とする。	572 頁
33	揖斐特別支援学校	【生産物売扱収入の価格設定のための資料】 揖斐特別支援学校では、原価や、「名古屋市中央卸売市場の平均価格や、近隣のスーパーの価格と比べ設定」などと記載をした「作業製品価格設定理由」書を作成している。学校評議員会では、同文書と現物を確認し、製品価格を審議している。 こうした揖斐特別支援学校での審議方法につき、他の特別支援学校に比して、詳細に記載した資料が作成されていたことから、参考報告とする。	644 頁

34	大垣特別支援学校	<p>【いじめ調査】</p> <p>いじめ調査においては、高等部職業コースの生徒には、年3回のアンケートを実施している。高等部普通コースの生徒に対しては、担任と生徒による二者面談を年3回行い、クラスによっては二者面談シートを用いて行った。二者面談シートには「学校生活の中で困っていること（授業、仲間関係、その他）」「家庭において困っていること」の記載欄がある。小学部、中学部の児童生徒に対しては、担任による聞き取り調査を年3回行った。また、保護者に対してもアンケートを実施している。生徒の障害や特性に合わせて柔軟にいじめ調査をしている例として参考になる。</p>	654 頁
35	閑特別支援学校	<p>【物品購入の年間計画】</p> <p>平成25年度に実施された行政監査において物品購入にかかる会計事務に不適正な事案が認められたことを踏まえ、教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成などにより計画的な購入を意識づけるため、学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であると教育財務課長から各県立学校長に対して通知されている（平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」）。</p> <p>学校は、電子調達による物品購入計画表を作成し、購入依頼の締め切りを設定するなど、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成しており参考になる。</p>	675 頁
36	閑特別支援学校	<p>【薬品管理簿における使用前の残量欄】</p> <p>薬品管理記録簿に使用前の薬品残量を記入する欄がある。使用前の薬品残量を前回の使用後の薬品残量と比較することによって、薬品が減少していないかを確認できるため、盗難や紛失があった場合、その原因や日時を特定するための有益な情報となる。</p>	676 頁
37	東濃特別支援学校	<p>【情報及び情報機器等の取り扱いについて】</p> <p>「情報及び情報機器等の取り扱いについて」と題する独自の運用基準を設けており、個別の支援計画等の個人情報データなどの情報及び情報機器等の運用方法について分かりやすくまとめられており参考となる。</p>	698 頁

38	東濃特別支援学校	<p>【防災教育プログラム】</p> <p>段階的・系統的な防災・減災教育を充実させることを目的とした防災教育プログラムを作成している。これは「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開（文部科学省）、特別支援学校学習指導要領解説を軸として作成を進め、岐阜大学教授からの専門的助言を取り入れながら作成されたものであり、高等部では生活単元学習として年間 20 時間程度の防災・減災学習を実施している。また、市の消防本部や防災課との連携した訓練や学習や、地域との連携も実施している。特別支援学校では、幅広い児童生徒の段階に応じた配慮が求められるところ、当該プログラム及び取組みは、在籍する児童生徒に応じて、段階的な防災教育を体系的に取り入れたものとして参考となる。</p>	701 頁
39	恵那特別支援学校	<p>【衛生管理者の職場巡視チェックリスト】</p> <p>衛生管理者による学校巡視の記録が存在しない学校が散見されたところ、「職場巡視用校内施設等チェックリスト」を作成して記録化しており、チェック項目毎の評価が分かりやすくまとめられており、参考となる。</p>	709 頁 巻末 資料 20
40	飛騨特別支援学校	<p>【使用承認】</p> <p>一時的又は臨時の利用目的であること及び使用期間を明示したうえで、毎年利用の申し込みを行っているため、適切な取り扱いとして参考報告とする。</p>	718 頁
41	飛騨特別支援学校	<p>【休憩時間（マイタイムの札）】</p> <p>多くの県立高等学校において教職員の休憩時間に関する定めがあるが、教職員の職務の性質上、決まった時間に休憩をすることは難しいとの意見がヒアリングにおいて聞かれた。そのため、教職員においては、業務の合間で休憩をとる方法が検討されるところである。</p> <p>飛騨特別支援学校では、休憩している教職員は、「マイタイム」という札を立てる取り組みを行っており、休憩している教職員が一見して分かるようにしている。それにより、他の職員が当該休憩中の職員に対し、仕事の話をすることを避けることなどの配慮が可能となる。工夫として参考報告とする。</p>	720 頁

42	各高等学校 各特別支援学校 教育総務課	<p>【障がい者に対する合理的配慮】</p> <p>①肢体不自由の生徒のために、当該生徒の学年の教室配置を、1階に変更した。</p> <p>②下肢の障がいにより移動が困難な生徒のために、校内各所に手摺を設置した。</p> <p>③発達障がいのある生徒が調理実習等の危険を伴う作業をする時は、支援員を配置している。</p> <p>④ディスレクシア（読み書き間違い）の生徒に、タブレット端末での写真撮影による授業の記録を許可</p> <p>⑤弱視の生徒のために、授業プリントをA3に拡大印刷して配布し、座席も教室の最前列としている。</p> <p>⑥車いすを使用している生徒のために、校内の段差を無くし、階段移動用にスカラモービル（階段昇降機）を設置した。</p> <p>⑦補聴器に雑音が入らないよう、教室床には絨毯を敷いた。</p> <p>⑧車いすを使用している生徒のため、エレベーターの使用許可や、緊急時の避難誘導体制を整えている。</p> <p>⑨色覚多様性のある生徒のために、板書時の色の使い方やスライドでの蛍光色の使用について気をつけている。</p> <p>⑩校舎内の動線を見直し、介助者も一緒に通ができるように、廊下幅を2.2メートルから3メートルに広げた。</p> <p>⑪視覚障がい者のため、教室前にランドマークを設け、校舎のレイアウトを分かりやすくした。また、全体的に、明るくなるよう光を多く取り入れている。</p> <p>⑫肢体不自由の生徒の着替えやトイレの介助のために、支援員を配置している。</p>	736頁
43	教育研修課 教育管理課	<p>【パワーハラスマントについての研修】</p> <p>令和元年11月の「過労死等防止啓発月間」の職場研修において、岐阜県学校間総合ネットe-learningシステムにより、パワーハラスマントについての研修が実施された。監査人も、閲覧したが、弁護士と臨床心理士が、具体的な事例を通じて、問題設定した上で、解説しており、参考となる。</p>	781頁